ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ส.7/2568
เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมบัญชีประเภทกิจการที่ให้การส่งเสริมการลงทุน
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 9/2565

投資委員会布告
第 Sor. 7/2568 号
件名：投資委員会布告第 9/2565 号に基づく投資奨励の対象となる事業の種類の一部改定

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告「国家発展に資する重要産業への投資奨励措置」に関連し、

外国人事業者とタイ事業者との競争の均衡を図り、国際貿易上の措置に起因するリスクおよび環境影響に係るリスクを低減するため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改正法第 16 条の権限に基づき、以下のとおり公布する。

第 1 項　以下の投資奨励対象事業については、投資奨励を受けた事業遂行のために土地所有権を保有することを認めない。ただし、既存の被奨励者であって、直近 15 年（2011～2025 年）の間に同一法人において 3 件以上の投資奨励対象プロジェクトを有し、かつ当該プロジェクトの承認段階における投資総額が 50 億バーツ（土地代および運転資金を除く）を超える場合は、この限りでない。

- 業種 5.4.9　圧延、引き抜き、押し出し、鋳造、鍛造による非鉄部品の製造業種 5.4.11.2　鉄鋼製品または鉄鋼部品の製造
- 業種 5.4.11.4　金属製品および/または産業用金属部品の製造
- 業種 5.4.11.5　その他の金属製品および/または産業用金属部品の製造
- 業種 6.2　工業用化学品の製造
- 業種 6.4.1　工業用プラスチック製品およびその部品の製造

第 2 項　以下の投資奨励対象事業については、登録資本金の 51％以上をタイ国籍の自然人が保有しなければならない。ただし、国境特別経済開発区に立地するプロジェクトは除く。

- 業種 9.8　鞄もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造（鞄の製造に限る）
- 業種 9.12　家具またはその部品の製造
- 業種 9.14　印刷物の製造

第 3 項　本布告は、仏暦 2568 年（2025 年）9 月 1 日以降に提出される投資奨励の申請に適用する。

第 4 項　第 1 項および第 2 項に規定する業種に該当するプロジェクトで、本布告の公布日から仏暦 2568 年（2025 年）8 月 31 日までの間に投資奨励の申請を行なったものについては、投資奨励決定の受理期間および投資奨励証書発給のための証憑提出期限のいずれについても延長を認めない。

公布日　仏暦 2568 年（2025 年）7 月 22 日

ピチャイ・チュンハワチラ
（ピチャイ・チュンハワチラ）
副首相
投資委員会委員長